

な か の く し ょ う が い し ゃ け い か く
中野区障害者計画

だ い き な か の く し ょ う が い ふ く し け い か く
第7期中野区障害福祉計画

だ い き な か の く し ょ う が い じ ふ く し け い か く
第3期中野区障害児福祉計画

れ い わ ね ん ど れ い わ ね ん ど
(令和6年度～令和8年度)

わ か り や す い 版
ばん



ちが かがや しゃ かい
違 い が 輝 く 社 会 へ
Nothing About Us Without Us

イエローリボンは、^{しょうがい}障害のある人々の、その人
らしい^{じりつ}自立と^{しゃかいさんか}社会参加を^{めざ}目指すシンボルです。

………わかりやすい^{ばん}版 もくじ………

まえ お	【前置き】	2
けいかく	もくてき	1 計画をつくる目的
けいかく	もくひょう	2 計画の目 標
けいかく	い ち	3 計画の位置づけ
な か の くしょうがいしゃけいかく	I 中野区障害者計画	
な か の くしょうがいしゃけいかく	おも ないよう	1 中野区障 害 者 計 画の主な内容 3
しょうがいしゃさく	かだい おも とりくみ	2 障 害 者 施策の課題と主な取組 4
きほんしさく	しょうがいしゃ けんりようご	基本施策1 障 害 者の権利擁護 4
きほんしさく	ちいきせいかつ けいぞく しえん	基本施策2 地域生活の継続の支援 6
きほんしさく	にゅうしょしせつとう ちいきせいかつ いこうそくしん ていちゃくしえん	基本施策3 入 所 施設等からの地域生活への移行促進と定 着 支援 8
きほんしさく	しょうがいしゃ しゅうろう しえん	基本施策4 障 害 者の就 労 の支援 10
きほんしさく	しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいび	基本施策5 障害児支援の提 供 体制の整備 12
だい き な か の くしょうがいふくしけいかく	II 第7期中野区障 害 福祉計画	15
だい き な か の くしょうがいふくしけいかく	III 第3期中野区障害児福祉計画	17

1 計画をつくる目的

国や東京都がつくった障害のある人や障害のある子どものための法律や計画を基本に、中野区における障害福祉の目標を定め、計画的に整備を進めるため、この計画をつくりま

2 計画の目標

- (1) 全ての人々が共に暮らす共生社会の実現
- (2) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- (3) 障害者がいきいきと働ける社会の実現

3 計画の位置づけ

- (1) 中野区障害者計画

障害者基本法という法律をもとにしてつくっています。障害のある人を支える取組や考え方が書いてあります。

- (2) 第7期中野区障害福祉計画

障害者総合支援法という法律をもとにしてつくっています。
障害のある人が使えるサービス、必要な支援、仕組みなどが書いてあります。

- (3) 第3期中野区障害児福祉計画

児童福祉法という法律をもとにしてつくっています。
障害のある子どもが使えるサービス、必要な支援、仕組みなどが書いてあります。

エスディジーズ SDGsゴールとの関係



なかのくしょうがいしゃけいかく I 中野区障害者計画

1 中野区障害者計画の主な内容

(1) 計画で大切に考える方（計画の基本理念）

この計画は、障害のある人が、希望する活動に参加したり、行きたい場所に行ったりすることができない原因（社会的障壁）をなくし、その人のもつ力を発揮できる社会にするための基本的な方向性を定めます。

「健康福祉都市なかの」という中野区の理念のもとに、障害者の権利を守ること、暮らしたい地域で生活するための支援、入所施設等から地域に戻り生活するための支援、就職して働き続けるための支援を進めます。

(2) 計画の基本目標

障害のある人が安心して地域で暮らすためには、それぞれの障害に応じたさまざまなサービスが提供されるとともに、分かりやすく情報を伝えることが必要です。

区は障害のある人が必要とする支援等を調査し、必要なサービスや相談できる体制を充実させていきます。

また、障害のある人が一般の会社へ就職し、働きつづけるための支援を行います。

さらに、ひとりひとりが希望する暮らしを実現するために、情報や話の内容をわかりやすく伝える支援を行います。

障害や発達に課題のある子どもやその家族に、子どもと大人とで、使えるサービスに差ができないようにサービスを増やしていきます。



2 障害者施策の課題と主な取組

【基本施策1】 障害者の権利擁護

障害のある人が自身の意思で決定し、活動や社会への参加の制約を受けることなく、地域での生活を続け、その人らしく生きられる社会となるよう、さまざまな制度やサービスが行われています。

障害のある人で、差別や虐待を受けることがないように、人々に障害がどういうことかを広く知らせる活動を行います。

また、施設で働く職員には研修や施設間の連携を行うことで、専門性があり質の良い支援が行われています。

<施策1> 障害を理由とする差別の解消の推進

① 相談体制の強化

差別について相談しやすくなるように、区役所全体に、差別とはなにか、必要な支援や環境を整えなければならないこと、差別について相談をする仕組みなどを知らせます。

② 合理的配慮の提供の推進

区役所では、障害のある人への差別について相談を受けたことや、課題を解決するために方法を変えたことなどを共有し、正しく支援できる環境を広げます。

③ 障害者差別解消に係る区の実施の評価・改善

「障害者差別解消審議会」において、その対応が正しいかを検討し、差別だとみとめられた時は、意見や提案をおこないます。

④ 理解促進及び啓発活動への取組

セミナーやパンフレットの配布、小学校・中学校への出張講座を毎年行っています。様々な障害がある事が伝わるように、幅広いテーマで実施していきます。

<施策2> 障害者虐待防止の取組

① 障害者虐待防止相談体制の強化

区は、障害福祉課に「障害者虐待防止センター」を置き、虐待への対応や虐待を防止するための取り組みを行っています。
虐待を起こさないように、介護者への支援や関係機関との連携を強化します。

② 障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進

虐待防止セミナーの開催、リーフレットの配布等を行います。また、虐待防止マニュアルを、最新の取組や考え方に変えながら、広く知らせていきます。

③ 施設従事者等の専門性と質の確保

施設の職員に研修への参加をすすめたり、虐待防止体制のチェックなどを行います。

<施策3> 成年後見制度の利用促進

① 成年後見制度の利用支援等の推進

手助けをする内容に応じて補助、保佐、後見と、区分が分かれています。手助けの内容や手続きについてなど、情報提供を行います。

② 成年後見人の利用促進

成年後見制度を利用するために必要な費用を補助する制度などの周知を進めていきます。



【基本施策2】^{きほんしさく} 地域生活の継続の支援^{ちいきせいかつ けいぞく しえん}

サービスの量^{りょう}が確保^{かくほ}され、必要な支援^{ひつよう しえん}が提供^{ていきよう}されています。

障害^{しょうがい}の状況^{じょうきよう}、ともに生活^{せいかつ}する家族^{かぞく}、年齢^{ねんれい}等^{など}からどのようなサービス^{ひつよう}が必要かを考え^{かんが}、計画的^{けいかくてき}にサービスが整備^{せいび}されています。

障害福祉サービス等^{しょうがいふくし}等^{とう}を利用^{りよう}するために相談^{そうだん}ができる体制^{たいせい}が十分^{じゅうぶん}にあり、適切^{てきせつ}に相談支援^{そうだんしえん}が行^{おこな}えるように研修^{けんしゅう}や支援者^{しえんしゃ}同士^{どうし}が連携^{れんけい}する仕組み^{しく}があります。

サービスを提供^{ていきよう}する人^{ひと}を増や^ふし、育成^{いくせい}します。

障害^{しょうがい}のある人^{ひと}もない人^{ひと}も共に地域社会^{ちいきしゃかい}に生きる「共生社会^{きょうせいしゃかい}」が実現^{じつげん}し、必要な支援^{よう しえん}が整備^{せいび}されるように区^くは検討^{けんとう}を続^{つづ}けます。

<施策1> ^{しさく} 障害特性等^{しょうがいとくせいとう}に配慮^{はいりょ}したきめ細かい支援^{こま しいえん}

① 重度障害者支援^{じゅうどしょうがいしやしえん}の充実^{じゅうじつ}

医療的ケア^{いりようてき}が必要な人^{ひと}や介護^{かいご}する家族^{かぞく}のために日中^{にっちゅう}、利用^{りよう}できるサービスや短期入所^{たんきにゅうしょ}を増や^ふしていきます。

② 多様化^{たようか}するニーズへの対応^{たいおう}

障害^{しょうがい}の状況^{じょうきよう}、年齢^{ねんれい}、同居^{どうきよ}する家族等^{かぞくなど}、それぞれに合わせ^あて支援^{しえん}できるようにサービスを広げる検討^{ひろ けんとう}をします。

また、障害^{しょうがい}のある人^{ひと}が、必要^{ひつよう}な情報^{じょうほう}を必要^{ひつよう}な時期^{じき}に、様々^{さまざま}な方法^{ほうほう}で知ること^しができるように整備^{せいび}を進め^{すす}めます。

<施策2> ^{しさく} 相談支援体制^{そうだんしえんたいせい}の充実・強化^{じゅうじつ きょうか}

① 地域^{ちいき}の相談支援体制^{そうだんしえんたいせい}の強化^{きょうか}

入所施設等^{にゅうしょしせつとう}を出^でて、地域^{ちいき}での生活^{せいかつ}に戻^{もど}るように支援^{しえん}を強化^{きょうか}します。
相談支援専門員^{そうだんしえんせんもんいん}に対して、研修^{けんしゅう}や情報交換^{じょうほうこうかん}の場^ばを設^{もう}けます。

② 専門相談^{せんもんそうだん}の推進^{すいしん}

基幹相談支援センター^{きかんそうだんしえん}（中野区障害福祉課^{なかのくしょうがいふくしか}）を中心^{ちゅうしん}として、様々^{さまざま}な相談^{そうだん}に対応^{たいおう}できるように研修^{けんしゅう}を行^{おこな}ったり、事業所^{じぎょうしょ}同士^{どうし}の連携^{れんけい}を進め^{すす}めます。

また、発達障害^{はったつしょうがい}や高次脳機能障害^{こうじのうきのうしょうがい}といった専門別^{せんもんべつ}の相談^{そうだん}についても、必要^{ひつよう}とする時^{とき}に受けられるようにしていきます。

<施策3> 福祉人材の確保・育成

① 福祉人材の確保

支援を行う職員を確保し、働き続けたいと思える環境を作るための取り組みを検討し、進めます。

② 福祉人材の育成

良い支援ができるように、基幹相談支援センターが、区内の通所施設等を対象に、何を学びたいかを確認しながら、研修を続けていきます。

また、中野区障害者自立支援協議会における居宅系及び施設系の事業者連絡会などで、研修や情報共有できる場所を確保していきます。

<施策4> 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

① 当事者本位の総合的かつ横断的な支援の推進

障害福祉サービスだけでなく、公立施設・民間施設を問わず様々な事業者が連携し、切れ目なく支援できるような取り組みを進めます。

② 地域ケアの推進

地域における居場所づくりや、重い障害があっても希望する場所で生活し続けられるように制度や地域づくりを進めます。



【基本施策3】入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援

入所施設や精神科病院から出て、住みたいところを選び、自分らしく暮らしています。

住まい、しごと、相談、困ったときに泊まれる場所など、地域生活を支えるさまざまなサービスがあり、障害のある人や家族が安心して生活しています。

<施策1> 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組

① 支援体制の強化

重い障害のある人が利用できるグループホームを区が整備を進めます。
重い障害があっても利用できるようにするため、施設・設備の整備、職員を増やすなど、必要な取組を検討していきます。

② 地域資源の整備

介護者が高齢になっても住み慣れた地域において生活を継続できるように、江古田三丁目重度障害者グループホームだけでなく、その次の整備について考えていきます。

<施策2> 精神障害者の地域移行を支える体制整備

① 精神科入院患者の地域移行の推進

精神障害者を対象とした地域生活支援拠点において、精神科病院を出て、地域における生活を送ることができる人を増やすために、十分に支援ができるようにします。

② 地域生活を支える体制整備の拡充

精神科病院を出たあとの生活の場として区内のグループホームを増やします。
日中の生活を支えるために必要なサービスも増やしていきます。

③ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組

地域における生活を支援する基盤づくりを進め、地域全体でその人を支える仕組みをつくりまします。

<施策3> 障害者の地域生活支援拠点の充実

① 身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備

身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点は、令和9年度（2027年度）に開設する見込みです。

家族が高齢になったり、病気をしたりしたときに相談ができるようにコーディネーターを配置する予定です。

② 地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化

精神障害者を対象とした地域生活支援拠点においては、病院や区内の事業所等との連携を進めます。また、中野区障害者自立支援協議会に報告し、よりよくするための検討を行います。

基幹相談支援センターや地域の相談ができる支援機関を中心に、施設等と定期的に話し合いをし、入所施設等から出て身近な地域において安心して生活できるようにしていきます。



【基本施策4】障害者の就労の支援

障害への理解や正しい支援が行われるようになることで、障害のある人が当たり前に、それぞれにあった働き方を選び、いきいきと暮らしています。
こうした働き方を支えるため区内の企業等と連携をしています。

<施策1> 就労機会の拡大

① 就労に向けた専門的支援の拡充

障害のある人の就労を進めるために、区の障害者就労支援センターを担う中野区障害者福祉事業団において、体制を確保していきます。

② 雇用の確保

企業等に働き掛けたり、受け入れるための助言をしたりします。

<施策2> 一般就労への支援と定着の取組の強化

① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

卒業後の進路の幅を広げる取り組みを進めます。

また、大人になってからもアセスメント等を行い、その人に合った就労を目指す支援を続けていきます。

② 体験実習を通じた就労支援の充実

企業等における実習の機会を確保できるように、就労支援センターを通じて働きかけを行っていきます。

③ 就労定着に向けた関係機関の連携強化

就職してからも、必要な人に支援を続けます。

また、働きつづけられる環境にするための取り組みを行います。

④ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援

なかの障害者就労支援ネットワークを中心に、障害のある人が働く意欲を育てる取り組みや、支援する職員の向上、企業等への働きかけ等を行います。

<施策3> ^{しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ}就労継続支援事業所^{こうちん こうじょう}における工賃の向上

① ^{あんてい}安定した^{じゅちゅう}受注^{かくほ}の確保

^{きぎょうとう}企業等に、^{しょうがいしゃせつ}障害者施設で^{とく}取り組める^{さぎょう}作業を^{きだ}切り出すように^{はたら}働きかけや^{ちようせい}調整を^{おこな}行います。

② ^{じしゅせいさんひん}自主生産品の^{じゅうじつ}充実に^む向けた^{しえん}支援

^{しょうがい}障害のある人が^{こうれい}高齢になったり、^{じゅうどか}重度化が進んでも、^{とく}取り組むことができる^{じしゅせいさんひん}自主生産品の^{かいはつ}開発を^{すす}進めます。

③ ^{しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ}就労継続支援事業所が^{にな}担う^{やくわり}役割の^{かくじゅう}拡充

^{じゅうど}重度の^{しょうがい}障害があっても、^{こうれい}高齢であっても、^{はたら}働きたいと^{かんが}考える人が^{ひと}働きつづ^{はたら}けられるように^{しえん}支援する^{たいせい}体制を^{じゅうじつ}充実させていきます。



【基本施策5】^{きほんしさく} 障害児支援^{しょうがいじしえん}の提供体制^{ていきょうたいせい}の整備^{せいび}

身近な^{みぢか}地域^{ちいき}で相談^{そうだん}ができ、発達^{はったつ}に課題^{かだい}のある子ども^こと家族^{かぞく}に正しい^{ただ}配慮^{はいりょ}がされ、支援^{しえん}する仕組み^{しく}があります。

また、必要な^{ひつよう}相談^{そうだん}や療育^{りょういく}を受けることができ、様々な^{さまざま}機関^{きかん}が連携^{れんけい}して支える^{ささ}仕組み^{しく}ができています。障害^{しょうがい}のある子ども^こが大人^{おとな}になるときにも切れ目のない一貫^{きめ}した支援^{いっかん}を提供^{ていきょう}できるようにします。

医療的^{いりようてき}ケアの必要な子ども^こも、地域^{ちいき}のなかでともに学び^{まな}、育ち^{そだ}、生活^{せいかつ}できる環境^{かんきょう}が整^{ととの}っています。

<施策1> ^{しさく} 障害^{しょうがい}や発達^{はったつ}に課題^{かだい}のある子ども^この

^{ちいきしゃかい} 地域社会への参加・^{さんか} 包容^{ほうよう}の推進^{すいしん}

① ^{なかのくばん} 中野区版^{じどう}児童^{はったつ}発達^{しえん}支援^{きのお}センター機能^{じゅうじつ}の充実

ア 障害^{しょうがい}や発達^{はったつ}の課題^{かだい}について身近な^{みぢか}地域^{ちいき}で情報^{じょうほう}を集めたり相談^{あつ}ができるようにします。

イ 療育^{りょういく}相談^{そうだん}や子ども^この発達^{はったつ}の課題^{かだい}にどのようにアプローチ^{かんが}するかを考えると、相談^{そうだん}中心^{ちゅうしん}となる児童^{じどう}発達^{はったつ}支援^{しえん}センターの設置^{せっち}を検討^{けんとう}します。

② ^{おう} ライフステージ^{しゅうだん}に応じた^{せいかつ}集団生活^{てきお}への適応^{しえん}のための支援

ア 保育所^{ほいくじょ}等訪問^{とうほう}支援^{もんしえん}をふやします。

イ 関係^{かんけい}のある事業所^{じぎょうしょ}等と連携^{れんけい}しながら支援^{しえん}します。

③ ^{しょうがい} 障害^{はったつ}や発達^{かだい}に課題^このある子ども^{ほごしゃ}の保護者^{かぞく}・家族^{しえん}への支援

ア ペアレントメンター^{そうだん}による^{しえん}相談^{じゅうじつ}支援^きの充実

発達^{はったつ}障害^{しょうがい}のある子ども^こを持つ親^もがトレーニング^{おや}を受け、他の親^たの相談^{おや}を受け^{そうだん}ける仕組み^{しく}を進め^{すす}ます。

イ 保護者^{ほごしゃ}が病気^{びょうき}等で子ども^この世話^{せわ}ができない緊急^{きんきゅう}のときに安心^{あんしん}して子ども^こを預け^{あず}られる場所^{ばしょ}を増や^ふします。

<施策2> 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

① 障害児通所支援事業所の確保と質の向上

ア 指導検査や研修会等による障害児通所支援事業所の質の向上

事業所に対し、計画的に点検を行い、助言や指導をします。
虐待の防止や、支援を良くするための研修を行います。

イ 障害児通所支援事業所への福祉サービス第三者評価の活用促進

福祉サービス第三者評価とは、事業所をよりよくするために定期的に外部から公正な評価をする仕組みです。評価を受ける費用の補助を続け、事業者が評価を受けやすくします。

② 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保

重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所を増やすように取り組みます。

③ 障害児相談支援体制の充実

ア セルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援

サービスを利用する計画を利用する本人が行うのではなく、専門の相談支援事業所で作成できるように、事業者に補助を行います。

イ 障害児相談支援事業所を増やす取り組み

障害児支援利用計画案を作成できる事業所を増やす取り組みを行います。

<施策3> 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

① 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置

ア 医療的ケア児等の協議の場を活用して話し合いを行い、様々な支援を提供できるように、更にしっかりとした仕組みをつくっていきます。

イ 関係機関連携の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置し、医療的ケア児がこれまで以上に様々な活動に参加できるように取り組みます。

② 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備

医療的ケア児が病院を退院し、地域での生活を始めるにあたって、関係機関の連携がとれるように、誰にとっても分かりやすい相談窓口の設置を検討します。



Ⅱ 第7期中野区障害福祉計画

令和8年度（2026年度）の目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する人数	11人
令和8年度(2026年度)末時点における入所者数	166人

（2）精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回

② 精神障害者の地域移行支援等の利用者数

地域移行支援の利用者数	3人
地域定着支援の利用者数	13人
共同生活援助の利用者数	123人
自立生活援助の利用者数	4人
機能訓練（自立訓練）の利用者数	3人

（3）地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点の数	1か所
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	2回

② 強度行動障害を有する人への支援体制の整備

関係機関による事例検討の機会	12 回
強度行動障害のある方が利用する事業所における研修の実施	あり

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労する障害者数

令和8年度(2026年度)に一般就労をする障害者数	71 人
---------------------------	------

② 就労定着支援事業の就労定着率

令和8年度(2026年度)末実績	70 人
就労定着率が7割以上の事業所数	2事業所以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	26件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成支援件数	10 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 件
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	有

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	22 人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
上記共有等の実施回数	1 回
東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無	有
上記共有回数	2 回

Ⅲ 第3期中野区障害児福祉計画

令和8年度（2026年度）の目標

（1）障害児の地域社会への参加・包容の推進

児童発達支援センター機能の運営	有
保育所等訪問支援の利用者数	128人
保育所等訪問支援の実施か所数	3か所

（2）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	3か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3か所

（3）重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置

対象児のための連携の場の確保	有
対象児に関するコーディネーターの配置	有

（4）障害児通所支援の質を向上させるための取組

障害児通所支援事業所に対する実地検査の実施	7回
障害児通所支援事業所に対する集団指導及び研修会の実施	2回

なかのくけんこうふくしぶしょうがいふくしかしょうがいしゃしさくすいしんかかり
中野区健康福祉部障害福祉課障害者施策推進係
5中健障第3846号 令和6年3月11日発行